

改正

平成10年12月21日規則第32号

平成23年3月28日条例第5号

令和6年12月23日条例第26号

碧南市農業活性化センターあおいパークの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、農業活性化センターあおいパークの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農業と市民との交流の場を市民に提供するとともに地域農業の振興に寄与するため、碧南市農業活性化センターあおいパーク（以下「あおいパーク」という。）を碧南市江口町3丁目15番地3に設置する。

(事業)

第3条 あおいパークは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農業と市民との交流に関する事業
- (2) 地域農業の振興及び普及に関する事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

(職員)

第4条 あおいパークに園長その他の職員を置く。

(利用の許可)

第5条 あおいパーク（研修室、調理加工室、和室、浴室、バーベキュー広場及び市民農園に限る。以下この条及び次条において同じ。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、あおいパークの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第6条 市長は、あおいパークを利用しようとする者が、公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき、又はあおいパークの管理上必要があると認めるときは、利用を許可しない。

(使用料の納付)

第7条 利用者は、碧南市使用料及び手数料条例（平成9年碧南市条例第18号）の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(特別の設備)

第8条 利用者は、あおいパークに特別の設備をし、又はあおいパークの備付けの設備を変更してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 利用者が、利用の許可を受けた目的以外にあおいパークを利用し、又は第5条第2項の規定により許可に付された条件に違反したとき。
 - (3) あおいパークの管理上やむを得ない理由があるとき。
 - (4) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において、利用者が受ける損害については、市長はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、あおいパークの利用が終わったとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは中止を命ぜられたときは、直ちに利用した施設及び設備を原状に回復しなければならない。

2 市長は、利用者が前項に規定する義務を履行しない場合は、利用者に代わってこれを履行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失によりあおいパーク又はその附属設備を損傷し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(管理の代行等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にあおいパークの管理運営を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理運営を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第3条に規定する事業に関する業務

(2) 第5条に規定する利用の許可及び第6条に規定する利用の不許可その他施設の利用に関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理運営を行わせる場合には、第5条、第6条及び第8条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第13条 前条第1項の規定により指定管理者に管理運営を行わせる場合には、第4条の規定は適用しない。

(利用料金)

第14条 市長は、第12条第1項の規定により指定管理者に管理運営を行わせる場合には、法第244条の2第8項の規定によりあおいパークの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、碧南市使用料及び手数料条例に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更しようとする場合も同様とする。

3 第1項の規定により収受した利用料金は、還付しない。ただし、特別の理由があると指定管理者が認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

4 指定管理者は、特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(過料)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条第1項の許可を受けないであおいパークを利用した者

(2) 第9条の規定による許可の取消し又は利用の中止の命令に違反してあおいパークを利用した者

(3) 前2号に掲げる者のほか不正の方法により利用の許可を受けてあおいパークを利用した者

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほかあおいパークの管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成10年4月29日から施行する。

2 この条例による利用許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成10年12月21日規則第32号）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 この条例による利用許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成23年3月28日条例第5号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年12月23日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。